

## 賃貸借業務仕様書

下関市全庁LAN/WANネットワーク機器一式の賃貸借業務の仕様については、次のとおりとする。

### 1 目的

下関市で稼働中の全庁LAN/WANネットワーク機器について、機器の老朽化に対応するため、機器更新を行う。

### 2 本業務の内容

#### (1) 本業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとし、これらに要する一切の費用は賃貸借料金に含めるものとする。ただし、機器の更新における既存機器の撤去及び搬出にかかる費用は含めないものとする。

- ア 機器の賃貸借
- イ 下関市が指定する場所への機器の搬入
- ウ システム構築（設計、調整及び動作試験を含む）
- エ 賃貸借期間中の運用保守
- オ 賃貸借期間終了後の機器の撤去及び設定情報の消去・データ消去
- カ 賃貸借期間終了後の機器の搬出及び引取り

上記ウ、エ及びオについては、下関市が指定する業者に行わせること。

詳細については、下記業者に問合せること。

#### 【本業務に係る下関市が指定する業者】

エフサステクノロジーズ株式会社

西日本ビジ九州・中四国ビジネス統括部 統括部長 田中 美治

(連絡先)

住 所 広島県広島市中区紙屋町1-2-22

担当者 成瀬 保

メール naruse.tamotsu@fujitsu.com

電 話 080-1275-6627

#### (2) 賃貸借料金

賃貸借料金の支払いは、賃貸借料金を60月で按分した額を月額とし

て支払うものとする。

賃貸人は、賃貸借期間の開始月から、当該月分の賃貸借料を翌月初めに請求し、賃借人は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

ただし、賃貸借料金を分割するにあたり1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を初回に支払う賃貸借料の額に含めるものとする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和13年11月30日まで  
長期継続契約とする。

※地方自治法第234条の3及び下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1条第1号による。

### 4 賃貸借期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60月）

### 5 機器の賃貸借

- (1) 賃貸借機器は、別表1「賃貸借物件一覧」のとおりとする。
- (2) 製品のモデルチェンジ又は出荷状況等により品名及び型名に変更が生じる場合は、下関市と協議の上、対応すること。
- (3) 令和8年11月30日までにシステム構築が完了するよう、機器を調達すること。

やむを得ない事由により遅延のおそれが生じた場合は、速やかに下関市に報告し、必要な対応（手続及び提出資料等を含む。）について協議の上、取扱いを決定する。

なお、賃貸人の責に帰さない事由による場合、下関市と協議の上、契約第7条（契約の解除）及び第8条（損害賠償）に係る取扱いを決定する。

### 6 下関市が指定する場所への機器の搬入

#### (1) 搬入場所

山口県下関市南部町1番1号

下関市役所企画政策部情報政策課

なお、出先機関その他本庁舎以外の設置場所については、当該設置場所へ直接搬入するものとする。

- (2) 搬入は、日程及び搬入方法を下関市と事前に協議の上、速やかに行うこと。
- (3) 賃貸借期間中におけるソフトウェアの使用及びサポートを受けるために必要なライセンス等の登録及び更新登録（以下「登録等」という。）が必要なものについて、登録等にかかる費用を含め賃貸人の負担で実施することとし、登録内容が分かる資料（証明書、登録完了メール等）を速やかに下関市に提出すること。
- (4) 搬入時に生じる不要な梱包材等は、賃貸人が処分すること。
- (5) 電源設備については、下関市が用意するものとする。賃貸人は、必要に応じて機器の電源要件及びインタフェース要件等に関する情報提供に協力すること。

#### 7 システム構築（設計、調整及び動作試験を含む）

- (1) 現行ネットワーク機器（本庁フロアスイッチ、出先機関ルータ、エッジスイッチ等）の更新を行うこと。
- (2) システム構築は下関市が指定する業者が実施するため、当該業者と密に調整をはかり、令和8年12月1日から機器等の正常な利用ができるよう、令和8年11月30日までに機器等の設置、設定、調整等を行い、正常動作確認を完了すること。
- (3) システムを構成する機器間のケーブル配線を行うこと。また、電源を要する機器については、下関市が用意する電源設備（コンセント等）に接続するための配線、接続を行うこと。
- (4) 設置に必要な部材は全て賃貸人が負担すること。
- (5) 機器の設置場所は別表2「設置場所一覧」のとおりとする。
- (6) 設計構築に係る作業については、下記に準じた作業を実施すること。

工程	内容
計 画	プロジェクト計画を策定し、進捗及び課題等の管理を行う。
要件定義	導入システムの機能要件を定義する。

基本設計	要件定義の結果を基に、基本設計を実施する。
詳細設計	基本設計の結果を基に、詳細設計を実施する。
構築	詳細設計の結果を基に、導入機器の設定、調整を行う。
単体テスト	導入機器の単体試験を実施する。
結合テスト	導入機器を複数組み合わせ合わせた結合試験を実施する。
移行作業	既存機器との入れ換えと動作確認を行う。

## 8 賃貸借期間中の運用保守

### (1) ハードウェア死活監視

ネットワーク機器（本庁フロアスイッチ、出先機関ルータ、エッジスイッチ等）の死活状態を遠隔監視し、異常発生時には下関市が指定する携帯電話宛てに、電子メール又は電話により連絡すること。

なお、システム上監視ができない機器（IP アドレスの設定ができない UPS、光メディアコンバーター等）については、死活監視の対象外とする。

### (2) サーバー診断・トラブル対応

#### ア Q&A 対応

本業務に関する下関市からの問合せに回答すること。重要事項は、月次報告書により報告すること。

#### イ インベントリ確認

OS 標準のイベントログ確認及び導入アプリケーションの稼働状況の確認を行うこと。

なお、対象機器にインベントリ確認機能がない場合は、死活監視等により正常稼働を確認すること。

#### ウ システム復旧

サーバ機器に動作不具合が生じた場合は、必要に応じて現地対応を行うこと。

#### エ OS 及びミドルウェアのレベルアップ

運用に支障を来すおそれのある不具合（バグ等）の発生が確認された場合は、下関市と協議の上、OS 及びミドルウェアのレベルアップの要否、実施時期及び実施方法を決定し、必要に応じて実施すること。

なお、対象機器の仕様上、OS 及びミドルウェアのレベルアップを实

施できない場合は、対応方針について下関市と協議の上、決定すること。

(3) ネットワーク診断・トラブル対応

ア Q&A 対応

本業務に関する下関市からの問合せに回答すること。重要事項は、月次報告書により報告すること。

イ トラブル対応

ネットワーク通信の障害、その他の不具合が生じた場合は、必要に応じて現地対応を行うこと。

ウ ファームウェアバージョンアップ

運用に支障を来すおそれのある不具合（バグ等）の発生が確認された場合は、下関市と協議の上、ファームウェアバージョンアップの実施時期及び実施方法を決定し、必要に応じて実施すること。

(4) システム構成表メンテナンス

サーバ及びネットワーク機器の増減、接続系統の変更等によりシステム構成が変更された場合は、その都度、システム構成表を更新すること。

(5) 定期点検保守業務（年1回）

定期点検保守業務は、保守対象機器のうち下関市が指定するもの（サーバ室に設置するネットワーク機器を想定する。）に対する次のア、イを年1回実施するものとする。ただし、消耗品等については本業務の対象外とする。点検後は速やかに報告書を提出すること。

あわせて、サーバの稼働状況を定期的を確認し、ネットワーク及びシステムが安定稼働するよう、年3回の定期メンテナンス（予防保守）を行うこと。実施時間帯は、下関市と協議の上、決定する。

ア 清掃及び一般調整

イ 異常の有無の点検および必要な部品の性能試験

(6) 修理保守業務（随時）

保守対象機器に対する修理保守業務は、次のとおりとする。ただし、消耗品等については本業務の対象外とする。修理後は、速やかに報告書を提出すること。障害発生時は、速やかに保守担当技術者を派遣し、修理業務を行うこと。

ア 摩耗部品の自然消耗に伴う修復、部品交換及び調整

イ 障害の修理

(7) その他システムサポート

- (ア) 下関市が指定する LG ドメインに係るメール配送定義について、追加、変更又は削除を行うこと。
- (イ) ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新状況を確認し、その結果を報告すること。
- (ウ) 庁舎の保守点検等に伴い計画停電が実施される場合は、当該計画に合わせて、サーバ等の停止（シャットダウン）及び起動を実施し、復電後に稼働状況を確認すること。
- (エ) インターネット全般に関する技術情報について、下関市からの問合せに回答すること。
- (オ) セキュリティ全般に関する考え方又は技術情報について、下関市からの問合せに回答すること。
- (カ) WWW サーバ等に係る設定変更その他の要望について、下関市から申出があった場合は、随時対応すること。
- (キ) データの復元その他の要望について、下関市から申出があった場合は、随時対応すること。
- (ク) ログの採取に係る要望について、下関市から申出があった場合は、随時対応すること。

(8) 受付時間

障害等の受付は、24時間365日での対応とする。

ただし、24時間365日の対応は、業務に多大な影響が発生し緊急を要すると判断される場合を想定する。その他の障害については、祝日、土曜日、日曜日及び下関市の定める休日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時までの対応とする。

9 賃貸借期間終了後の機器の撤去及び設定情報の消去・データ消去

賃貸借期間終了後、各機器を設置場所から撤去し、下関市が指定する場所に集積するとともに、当該機器等に係る設定情報の消去及びデータ消去を行うこと。

データ消去の方法は、ソフトウェアによる消去（論理消去）、磁気消去又は物理破壊のいずれも可とするが、下関市情報セキュリティポリシーに定める

水準を満たす方法により実施すること。

なお、ソフトウェアによる消去（論理消去）により実施した場合は、抹消措置の完了を確認できる証明書等を下関市に提出すること。

（参考/下関市セキュリティポリシーより）

「一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うことが必要である。」

## 1 0 賃貸借期間終了後の機器の搬出及び引取り

前記撤去作業の終了後、機器を搬出し、引取りを行うこと。

## 1 1 納品物

### (1) 設計・構築

工程	納品物	内容
計 画	プロジェクト計画書	スケジュール (WBS)、会議体、進捗管理方法、体制図等
要件定義	要件定義書	システム要件の整理結果
基本設計	基本設計書	システム基本設計
詳細設計	詳細設計書	導入機器パラメーターシート ネットワーク構成図
単体テスト	単体テスト成績書	単体テスト仕様書兼成績書
結合テスト	結合テスト成績書	結合テスト仕様書兼成績書
移行作業	移行時テスト成績書	移行後テスト仕様書兼成績書

### (2) 運用・保守

工程	納品物	内容
運用保守開始時	運用保守体制図	担当者、連絡先を含む体制図

## 12 想定スケジュール

- ・ 契約締結 令和 8 年 5 月
- ・ 機器納期 令和 8 年 6 月
- ・ システム構築 令和 8 年 6 月から令和 8 年 9 月まで

- ・ 機器入替 令和 8 年 9 月から令和 8 年 1 1 月まで
- ・ 運用開始 令和 8 年 1 2 月 1 日

13 下関市暴力団排除条例による措置

別記 1 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

14 しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項

別記 2 「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

15 その他

- (1) 業務に従事する者は、貸貸人が発行する身分証明書を常時携帯し、下関市の職員から要請があったときは提示すること。また、事業者名及び氏名の記載された名札を視認しやすい位置に着用すること。
- (2) データの管理については、次のとおりとする。
  - ア データは、業務以外の用途に使用しないこと。
  - イ データは、指定された作業場所以外の場所に持ち出さないこと。
  - ウ データを複製若しくは複写し、又は第三者に提供しないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない項目又は疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議すること。